

安衛法第22条と同様の構造の条文の検討に当たっての論点

- 法22条と同様の構造の条文として、労働者と同等の措置を省令で規定する必要性の有無を検討するのは、基本的に20条、21条、25条としてはどうか。
 - ※ 法22条に基づく省令の改正の際、基本的に設備の設置については、労働者に対する措置義務の効果が個人事業者にも及ぶものとして、個人事業者を明示的に対象とする改正は行わなかった。
 - ※ 法23条に基づく省令としては、作業場に設置する通路等、照明等設備の設置に関するものが多いが、個人事業者を明示的に対象とする必要のある規定がないか精査する必要がある。
 - ※ 法24条に基づく省令は現在なく、個人事業者について労働者と同等の措置を講ずるという観点からは、検討すべき事項（省令）はない。
- 最高裁判決では、物の危険性や場所の危険性については、労働者以外についても保護する趣旨との考え方が示されているが、物や場所の危険性に関し、労働者保護の観点から危害防止措置が設けられている法22条に関連する省令は、労働者以外に対しても労働者と同様の保護措置を行うことを事業者に義務付けたところ、20条等については、どのように取り扱うべきか。20条等に基づく省令は、当該作業等に関して労働者に危険が及ぶおそれがあることから定められているところであり、同様の危険は同じ作業等を行う個人事業者等にも及ぶと考えられるのではないか。
- 法22条の対象となる原材料等の有害物と、法20条の対象となる機械、爆発性の物、電気等の危険物、法21条の対象となる掘削等の特定の作業や特定の危険な場所とで、労働者以外の保護措置について、異なる取扱いが必要となる点はあるか。
- 上記のほか、検討に当たって特に留意すべき点はあるか。